

令和元年度 決算審査特別委員会（平成30年度決算）の記録

決算審査特別委員会

出先機関第1班（中通り方部）



- ・知事提出議案第54号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出議案第55号：認 定
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第56号：可 決
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出議案第57号：認 定
「平成30年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第58号：認 定
「平成30年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	小桧山善継
委員会開催日	令和元年9月26日（木）～ 27日（金）
所属委員	[委員] 太田光秋 杉山純一 高野光二 矢吹貢一 三瓶正栄 橋本徹

（9月26日（木） 県北地方振興局）

橋本徹委員

調査書38ページのNPOほうらいについて、被害弁償金として385万8,861円の納付があったとのことだが納付先はどこか。県に対する配当がないままなのはなぜか。

企画商工部長

弁償金の納付先は県である。弁償金であり、弁済金ではない。

配当がないことについては、清算法人における資力が弁済金に達しなかったためである。清算の際に発生する処理費用に先に回ってしまう。それ以外の債務もあったようだが、県に対する納付の債務はなかった。

高野光二委員

概況説明3ページに税徴収の件がある。川俣町に税務職員として県職員を兼任させて併任徴収し効果を上げたとのことだが、滞納を減らす努力は大変なものであり、これは新たな取り組みだと思う。徴収技術向上のための具体的な取り組みについて詳しく聞く。

県税部長

併任徴収の仕組み自体は従前からあり、川俣町の要望を受け、平成30年度に県税部職員2名を町職員として併任させ、未納繰越案件の圧縮や職員のスキルアップに取り組んだ。実績としては、30年7月～31年1月のうち30日間、定期的に町を訪問した。内容は、徴収対象案件をある程度絞り、54人、滞納額約7,800万円の徴収に取り組みながら技術的な助言も行った。結果として、川俣町における個人住民税の徴収率は現滞計94.6%で前年度を0.4ポイント上回った。

高野光二委員

わかったようでわからない。これまでも業務として行っており、格別変わった状況ではないとのことか。徴収技術の向上のための新たな取り組みがあれば聞く。

県税部長

併任徴収制度の仕組み自体は従前からあり、要望があった町に対して実施したものである。内容としては、実際の徴収に対してアドバイスや同行をすることである。

三瓶正栄委員

調査資料31ページの狩猟免許更新申請手数料について、平成29年度の交付件数143件に対して30年度は660件とある。急増しているが、内容を聞く。

県民環境部長

増減の大きいものを幾つか説明する。

資料30ページの液化石油ガス法にかかる保安機関認定の更新である。平成29年度が9件、30年度が84件と大きくふえているが、これは保安機関の認定が5年ごとであるため、年度によって増減があり、更新の多い年であったことによる。

資料31ページの狩猟免許更新申請手数料についても、狩猟免許更新が3年ごとであったための増である。

三瓶正栄委員

関連で聞く。資料36ページの狩猟者登録が1,230件とあるが、ハンターの数が年々高齢化で減っている。この10年ではどのような傾向か説明願う。

県民環境部長

狩猟者登録については、原発事故の関係で出荷制限、摂取制限、自家消費の自粛等による若干の落ち込みがあったが、徐々に回復しており、平成30年にはほぼ震災前の水準に回復している。

また、高齢化が進んでいるため、県としては猟友会に補助金を交付し、初めて免許を取得する者への講習会の開催や、わな猟を始めるためのわな購入費用の一部補助などにより新規狩猟者確保対策に取り組んでいる。さらに、狩猟免許試験回数をふやしたり、平日に行っていた更新手続を土日にも行えるようにしたところである。

(9月26日(木) 県北農林事務所)

高野光二委員

林業関係では森林再生事業も含めて放射能による被害を受けたところを再生していく動きが出てきた。管内製材工場の支援に当たり、製品が制限される中で、私の地元で一番問題となったのがパークの処理である。製材所では一つの製品をつくる工程の中に必ずパークの処理が出てくる。以前はスムーズに畜産の堆肥に使えたが、放射能の影響でそれができなくなった。管内の振興に当たってそのような問題はるか。ある場合はパークの処理方法を聞く。

森林林業部長

震災によりいまだに使えないパークがあると認識している。パークの活用について、昨年度の森林環境基金事業において、福島県木材協同組合連合会がパークを活用する技術開発等について検討した。その結果については確認してから説明する。

高野光二委員

製材所ではパークは厄介物である。今までは主に肉牛や酪農といった畜産の敷料として再利用していたと聞いていたが、パークは皮であり、放射能に汚染されて処理に困り使えなくなった。最近までは東京電力が責任を持って処理した経過もあり、今後はバイオマスとして燃焼しようとする地域もあると聞いている。事業を進めるためにそれぞれの事業所がこの問題を抱えているはずである。再度、処理方法について聞く。

林業課長

敷料パークの放射性セシウム濃度は400Bq/kgが上限である。

管内で丸太の皮をむくリングバーカーを導入している会社が1社あるが、皮は線量が高く、現在はいわき市にある遠野興産（株）で処理している。

高野光二委員

焼却処理していると解釈してよいか。

林業課長

全量焼却処分ではなく、濃度の高いものはストックして保管している。

高野光二委員

保管も一つの処理方法だが、製材事業を進めれば進めるほど莫大な量になる。それぞれの製材所が処理に大変困っている中で、今までは東京電力から処理費を受けていたが、それをだんだん打ち切ろうとしている。私の地元では県や国に補助や支援を求める製材所の声があり、県北管内でも必ずつきまとう話である。業者が処理するのは業者が金を負担して処理をするのか、あるいは東京電力が業者に対価を支払って処分を依頼しているのか。

処理の問題はいずれ決して見逃せない全体的な話になる。関係部局は最後の処理まで把握して見届けることが必要である。風評払拭も含めて放射能に関しては県を挙げて真剣になっており、どのように処理しているかわからないのでは話を通らない。ある程度線量が高いものの処理方法や、焼却であれば焼却して出た灰は中間貯蔵施設や最終処分場に持っていくなどを把握しておく必要がある。所長の考えを聞く。

所長

管内ではパークが発生する工場は1カ所であるが、勝手に処理できる状況ではないため、いわき市の遠野興産（株）で一時保管している。本庁の森林林業総室が東京電力と対応について協議しているため、適切な処理ができるまで保管することはやむを得ないことを理解願う。

高野光二委員

資料11ページ最下段の森林整備費の翌年度繰越額について、説明によると福島市内の森林の除伐、間伐の事業において不測の事態があったと受け取ったが、年度当初にこの予算を上げて事業を進める中で不測の事態となった要因を聞く。作業員が少ない、または調査に時間を要したなどさまざまな理由はあると思うが、かなりの額であるため補足説明願う。

森林林業部長

主な理由としては、森林所有者との境界確認や同意に期間を要したほか、この事業は市町村に対する補助事業であるが、市町村職員が設計、積算、工法選定になっていないことにより時間を要した。今年度はマニュアル等を作成して市町村職員に対してきめ細かな指導を行い、早急に設計、積算、発注まで行えるよう努力している。

高野光二委員

そのような事業遂行に当たっての問題は、当初予算を計上する中で想定できる。その場合に、できるだけ人員を強化する、または年度内に完了するといった努力をするよう要望する。

6次化は付加価値をつけるために非常に有効な手段である。私の同級生である福島市飯坂町湯野の菱沼農園の菱沼氏も6次化に一生懸命取り組んで、さまざまところで販売している。

6次化の講習を聞いてもなかなか設備投資や技術的な面でそこまで至れない人もいる。設備投資は補助があっても自己資金の投資が結構多く、現場では採算をとることは非常に難しいとの声がある。予算をとってさまざまな講習会やマッチングのプログラムを組んでいるが、そのような課題をどのように捉えているか。

そういった課題は県や官民合同チームで最後までフォローすることが大切である。かなりの農家が6次化を試みようとして努力しているが、残念ながら成功している人はごくわずかである。見解があれば聞く。

企画部長兼地域農林企画課長

6次化の取り組みについては調査資料にあるとおり、6次化に意欲のある方々を構成員とした県北6次化ミーティングという組織をつくり、定期的に交流会等を開催している。委員指摘のとおり、いろいろな段階の方がいるため、交流会の都度、各発展段階の方に合うような研修内容を組んでいる。

各農林事務所共通で6次化の相談カウンターを設置し、また、本庁事業で中小企業団体中央会に委託して6次化のサポートセンターとしてサポート業務を行っている。県の機関ではハイテクプラザに県産品加工支援センターがあり、それぞれの関係機関、部署と情報共有しながら、相談者に対して今の段階での支援内容を紹介している。

委員指摘のとおり、農家から発展して加工場を設置し、6次化商品の開発まで行き着く事例はまだ少ない。現在県北管内では、食品加工業者等の6次化の加工部門を受け持つ連携先が多くないため、管内の事業者の声をかけて6次化の交流会に参加してもらい、今後は農家だけではなく連携についても推し進めていく。

高野光二委員

6次化が趣味におさまってしまう事例も多く聞いている。

菱沼農園の菱沼氏の場合は、加工専門の職員を雇い、マーケティングも営業も娘がきちんとしており、片手間ではなく専門的に行わなければ採算が合わないとはっきり言っている。試みはよいと思うが、それだけではだめであり、どのように支援していくかである。県は成功へ導く役割もあると思うため、支援できる制度を今後考えてほしい。

太田光秋委員

資料15ページについて、経営不振により徴収できないためこれから努めていくとのことだが、今年度の状況を聞く。

農業振興普及部長

農業改良資金の延滞に係る質問について、対象者は2名だが、2名ともできる限り償還してもらうこととしており、1名は本年度3回、もう1名は2回だが当方で依頼している3回分の支払いを受けた。なかなか定期的にはいかないが、継続して支払いを受けている状況である。

太田光秋委員

ずっと支払い続けるのか。

農業振興普及部長

これに関しては返してもらうしかなく、現在元金の返済を進めている。

太田光秋委員

所長の説明によるとさまざまな事業に取り組んでいる。風評等のさまざまな課題があるが、農産物に関する平成30年度の課題と、本年度どのように事業化されているのか聞く。

所長

管内の農業の現状について、市町村別の正しい農業産出額は出していないが、平成29年の推計値は567億円である。震災前は590億円台で、数字上は96%ぐらいまで戻ってきている。

特徴的な動きとしては、JAふくしま未来のキュウリが日本一の産地になっている。桃は山梨県に次ぐ2位で、市町村別では福島市、伊達市、国見町及び桑折町が10本の指に入る状況である。また、コギクは相当な額を持っており、県北管内の園芸は県内一の額になってきている。

そういった明るい部分がある一方で、川俣町の畜産は山木屋地区の避難により震災前の2割弱まで落ち込んでいるという暗い面もある。伸ばすべきところはしっかり伸ばしながら、まだ影のあるところを支えていく。

31年度はないが、園芸ではキュウリの選果機の設置が効果を上げており、今度は強い農業づくり交付金などを活用しながら生産体制の支援を進めていく。桑折町でも桃の選果機が古くなってきたため、更新にチャレンジしている。モモせん孔細菌病の対策として改植をしっかりと進めて若い木で産地の維持を図っていく。川俣町は畜産中心であるが、酪農をもう一度そこで100%行うのはなかなか難しく、まずは人が戻ってくるように基盤整備を進めている。それが来年度で大体見えてくるため、今は営農体制を強化しながらスムーズな営農に結びつくようにソフト事業を進めている。伸ばすところは

補助事業等を使って伸ばしながら、営農再開支援事業により営農再開支援を進めている。

(9月26日(木) 県北建設事務所)

三瓶正栄委員

防災減災国土強靱化とのことで新年度は増額予算がつき、現在は箇所づけ作業を行っているところだと思う。県北管内の一級河川、県管理の3桁国道について、何か所あるのか聞く。

企画管理部長

本所で管理している一般国道は5路線、主要地方道が17路線、一般県道が60路線、計82路線で、延長は912kmである。河川については、阿武隈川水系一級河川の82河川で、延長は608.8kmである。

三瓶正栄委員

概要説明で、平成30年8月の豪雨災害に遭った11カ所のうち3カ所の工事を実施したとのことだが、残り8カ所は本年度以降に実施するのか。

企画管理部長

平成30年度に発生したものの残りは、今年度に繰り越した形で着工している。

三瓶正栄委員

県民の安全、安心に身近な課題が山積しているため、今後もしっかり対応願う。意見とする。

高野光二委員

現業部門で予算額も大きいので、事業を順調に進めるだけでも大変だと思う。総体的にはかなりの額が翌年度繰り越し等になった。不調や用地交渉等で問題があるなどやむを得ないこともあるが、前提としては、計上した予算は速やかに執行することを考えるべきである。かなりの額が残ったことを総括してどのように考えているか。

事業部長

繰越額が相当額に上っていることは十分認識している。理由としては用地関係が多く、特に復興道路は短期間に相当な事業量を執行しなければならない中で、用地交渉と工事を同時期に実施している状況である。

その中で多いのが共有地における相続問題で、相続関係が昔のままになっているため手続に相当の時間を要する状況が多々あり、工事着手できずに繰り越しになっている。それについても丁寧に整理し用地の実績率を上げている。

また、工事実施に当たって最近特に多いのが支障物件、NTTや電力の電柱関係であるが、当事務所で事前に移転の手続等を行うものの、人手が足りずにその時期にできないことも多く、工事が思いどおり進まず繰り越しているものもある。これについても丁寧に情報共有を図りながら進めていきたい。

高野光二委員

大変な状況とのことである。長年相続できない共有地については今後国で対策をとる動きもあるやに聞いているが、今すぐ県でどうにかできるものではないと思う。しかし、工事を進めるには用地交渉が大事であるため、それ以外はできるだけスムーズに進むよう対応願う。

災害公営住宅と県営住宅の家賃滞納について、県営住宅の滞納状況が悪質なものは裁判に至るケースもあるが、その一方で、生活苦によって支払いが滞る状況もあると思う。県営住宅の滞納の実態を説明願う。

総務部長

県営住宅の滞納について、理由別では生活苦が550件で1,671万6円、行方不明が89件で151万1,525円、その他死亡等50件で75万7,800円、合計689件が昭和59年度分から未済として計上されている。

処理状況は、各戸別訪問、電話等の督促、未納者と相談しながら、ひと月単位にかかわらず一部収納促進するなど収入未済額の圧縮を図っている。これについては指定管理者と協力して実施している。

高野光二委員

死亡だと最終的に徴収できないため保証人が返済義務を負うのか、あるいは不納欠損になるのか。行方不明者についてはできるだけ追跡調査するのが通例であるが、実態を聞く。

総務部長

行方不明者については保証人や身内を探し、そちらに督促や協力を依頼するが、なかなか難しいのが現状である。

死亡等には収監されている者も含まれるが、保証人等を探し回収に努めている。

不納欠損はそれらの努力を行った結果であり、できる限り回収に努めている。

高野光二委員

行方不明者と死亡者については、説明のとおり家賃を徴収していると思う。その人がいなくなったり支払えなければ保証人が払うのは契約の関係であるが、身内は契約ではないと思う。行方不明者を探すために身内に連絡するのはあり得るが、身内に督促するのは筋違いではないか。それはできないとの解釈が正しいと思う。そのため行方不明者については、どこの自治体も大変な努力をして追跡し、支払いを求めているのが実態だと理解するが、さらなる努力を願う。意見である。

災害公営住宅について、震災後から避難者や被災者を入居させるべく各地域で建設したが、入居後5年経過すると、家賃が特例から外れ、収入に応じて上がる。一般的に言われているのは、収入が上がれば家賃もべらぼうに高くなって、民間住宅よりも場合によっては高いために退去した例と、生活苦でなかなか払えない実態があると聞く。平成30年度の数字を把握していれば聞く。

総務部長

先ほどの答弁を訂正する。督促まではしておらず、あくまでも協力依頼である。

今の質問について、数字は把握していない。まだ家賃が上がる段階には至っていないため、収入苦での退去者は把握していない。あくまでも、新しい生活拠点を設けたことによる退去が復興公営住宅の場合に望ましいことであるので、そちらの入退去があって、復興公営住宅の空き状況も一定程度ある状況で、生活苦で退去するところまでは至っていない。家賃については、原子力災害で保障されている部分があるため収入はあるが、使い道の優先順位で家賃にまで回せず支払えないケースもある。分割納入等を相談しながら家賃を納めてもらっている状況である。指摘の家賃額が上がったためというのはい今のところない。

高野光二委員

災害公営住宅も県営住宅の基準に合わせた家賃になっていくと思うが、まだ入居後5年以内であれば、前段で話したような事例はこれから出てくると懸念される。それを心配して早いうちに退去する状況が私の地元でも見受けられるため、自立の形で退去するなら歓迎だが、家賃が高額になったためとの状況は、制度的に検討する必要があるのではないかと。滞納を生まない、せつかくつくった住宅制度を利用してもらうためには今後ぜひ考えてほしい。考え方を聞く。

次長

委員の指摘には感じる場所がある。ただ、公営住宅法の縛りの中で対応しているため、国全体の話になってくる。それらの意見も伝えながら本庁とも相談し、制度を検討していきたい。

(9月26日(木) 福島高等学校)

高野光二委員

この部屋の後ろの優勝杯、盾及びトロフィー等を見るとさまざまな部分で活躍していることと思う。部活動の部室等がきれいで整然としており、子供たちがしっかり取り組んでいると感心している。

今の教育の中で一生懸命前向きに取り組める子供はよいが、どうしてもそこについていけず問題行動を起こす生徒が非

常に問題であり、有名な学校ほど表に出しにくいまたは出さない部分がある。今の説明ではさまざまな部分で努力した跡が見え、生徒一人一人の問題行動をすべからず教員が情報交換して対処していると受け取った。優秀な高校であるためそのようなことは非常に少ないと思うが、実際はそのような問題は内在するのか。

または傾向としてあるが学校としてきちんと処理しているのか。

対応の仕方及び説明要旨に出てこない現実を補足説明願う。

校長

概況説明要旨の中で教育相談部やスクールカウンセラーを中心に対応していると説明したが、正直なところ、本校が一番困っているのは不登校や心の病を抱えている生徒である。昔のようないわゆる非行行為をする生徒は皆無であり、不登校については本校に限らずふえている。いかに学校に出られる状態にし、前向きにさせるかである。

説明でも述べたが、スクールカウンセラーを存分に活用している。1回4時間として年30回の予算であるが、正直それでは足りないため、時間を超えて対応を依頼しているのが現状である。教員はカウンセラーや保健室とのやりとりを踏まえて生徒に接しているが、年に一度、教育相談に関する研修会を実施している。また、気にかかる生徒について、年に数回、情報交換会を開催してなるべく多くの教員がいろいろな生徒を理解する環境をつくっている。カウンセラーによる対応が大変な生徒については専門の医師につないでいる。

高野光二委員

大変すばらしい学校の裏にはそのような現実がある。

不登校の問題について今定例会で質問したが、いろいろと調査をする中で、環境を変えることによって学校に来られるという子供もたくさんいると聞いている。学びたい意思があっても、今の環境では学校に行きにくいこともある。

カウンセラーの設置には予算を伴うため、現場の教員が本来の生徒指導に当たることができる環境をつくるために我々も努力していく。現場においても、一人の人間を誤らずに育てられるよう、子供たちの将来のために今後とも頑張るよう希望する。

(9月26日(木) 県立図書館)

高野光二委員

職員に関する調について、前年度より4人減っている。司書の異動に伴って臨時事務補助員が減ったのか。事務的に支障はないのであろうが、そのあたりを聞く。

館長

現員については4名減で、専門員枠が前年度4名のところ1名しか配置されなかった。教育総務課に減らさないよう依頼していたが、退職者で専門員を希望する人がいなかったため、このような配置になってしまった。ただ、一般職員が前年度27名のところ28名と1名増員されたため、臨時事務補助員は減ったものの、いわゆる働き盛りの職員が配置されたことで事務執行上の不都合はなかった。

高野光二委員

事務に支障がなければよい。司書は資格を持っており全体的な業務に当たるのだろうが、専門員は専門の分野に特化して業務を行うと思うので、全体的な運営に問題がなければよい。

概要説明要旨で、ここに来れば全てわかる図書館でありたいとの思いが感じられるが、東日本大震災や原発事故、裁判の状況などについてもそうであってほしい。ほかの図書館とは違う、ここで全てわかる図書館にするために、どのようなものを収集するかなどの考えを聞く。

館長

被災県としての図書館の取り組みへの質問であるが、当時は地震で南側のガラスが割れたため開館業務を行えない時期

があったが、図書館としては機能しており、その当時から震災や原子力災害の資料を収集していた。平成24年4月に「東日本大震災福島県復興ライブラリー」として関係資料の収集、保存に当たった。31年3月現在で1万2,000を超えるタイトル、関係する資料は網羅的に集める姿勢でこれだけの資料を所蔵するに至った。今後とも資料の収集、保存、提供に努めていく。

高野光二委員

特徴ある図書館としてよろしく願う。

小中学校へのバックアップ体制ができているようである。子供たちが本に接することは読解力を養い、後々の成長に大きくかかわる大切なことである。今はスマホ等から情報をとることが多くなっており、本を読む習慣が減ってきているため図書館には難しい時代だと思うが、各自治体や関係機関と連携をとり、県立図書館としての役割を果たしてほしい。意見である。

三瓶正栄委員

平成30年度の入館者数が17万4,034人とのことだが、震災前と震災後の入館者状況を聞く。

資料情報サービス部長

震災前の平成22年度と比較するとまだ75%程度である。震災後で一番多かったのは25年度で、30年度はそれに次ぐ入館者で、一日平均600人を超えるところまで来ており、前年度より回復傾向にある。

三瓶正栄委員

読書は大切だと思う。これまで佐賀県武雄市や須賀川市のtette等も視察したが、よいところはどんどん吸収して入館者をふやしてほしい。特に当館は美術館も隣接しており付加価値もあると思うため、知恵を出しながら多くの県民に利用してもらうよう努力願う。

(9月26日(木) テクノアカデミー郡山)

三瓶正栄委員

就職率が100%であることは大変すばらしい。その中で、障がいのある方が24コースで27名いると聞いたが、研修終了後の就職が一番心配である。

私の両親も60年間、里親がわりに知的障がい者の面倒を見ている。家族で会社を経営しているため、仕事をつくってもらい指導を受けながら今も元気に仕事をしている。そのような弱い立場の人は働く場所があることが非常に大事である。また、このような施設で研修を受け、資格を取得するのは大事なことであるが、心配なのはその後の就職活動である。自立して生きていける産業人材の育成が一番大事だと思うが、考えを聞く。

校長

障がいには個人差がある。身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、あるいは難病等の特定疾患の方もいる。障がいの程度もさまざまであり、障がいの種類によって方向性を決めるのではなく、個人の適性を見きわめることが大切だと考えている。

身体障がい者の場合の訓練は、健常者と一緒にパソコン等の知識、技能の習得を目指す集合型の訓練と、実際の職場で実践能力の習得を目指す個別型の訓練の二つに分かれている。個別型の訓練では、例えば販売、スーパーの食材の管理及び清掃などが行われる。個人の適性に合わせて、市町村やNPO法人と話し合いながら訓練を設定している。

本県は個別型の障がい者訓練の実施数が他県と比べてかなり多い。直近の数字はないが、平成29年度のデータによると北海道、東北ブロックにおける訓練実施数及び訓練後の就職率ともに本県が1位となっている。訓練実施数は県内でも20数件であるが、半数程度を本校が受け持っている。まだまだ絶対数が少なく、個別型訓練を実施する企業を掘り起こすことが大変必要だと思っているため、今後とも市町村や障がい者を担当するNPO法人と連携して、積極的に企業を掘り起

こして訓練を実施していく。

三瓶正栄委員

自助、共助、公助の中で、社会に出て生きがいを感じて頑張るよう願っている。これからもよろしく願う。

高野光二委員

産業人材育成の部分でかなり努力した経過が見受けられる。

平成30年度の卒業生が地元や県内に100%就職していれば一番よいが、傾向について説明願う。

校長

平成30年度の卒業生の就職場所は、県中地域が55%、県北地域が12%、県南地域が15%、県外が12%となっている。個別の業種は、精密機械工学科においては、設計開発エンジニア、機械加工エンジニア及び品質管理エンジニア、組込技術工学科においては、情報家電や自動車電装部品等のマイクロコンピュータ対応製品の設計開発エンジニア及び生産場のF A、いわゆる自動化や効率化設備の設計開発エンジニア、建築科においては工務店、設計会社、ハウスメーカー及び建設会社等の多岐にわたっている。

高野光二委員

一番驚いたのは離職者の再就職訓練希望者数が非常に多いことであり、それだけ再就職を希望する際の技術やノウハウを学ぶニーズにきちんとこたえていると見受けられる。

日進月歩で新しい技術や機械がどんどん開発されているが、本校ではカリキュラムに沿って勉強するに当たり、設備等は充足しているか。

校長

委員指摘のとおり、A I、ロボット、I o T及びブロックチェーン技術など、第4次産業革命といわれる物すごい技術進展を遂げる中で、本校もそれにキャッチアップして、企業のニーズに合った人材を輩出していかなければならない。

大きな動きとしては、6月定例会で承認を受けたとおり、令和2年から組込技術工学科を知能情報デザイン学科に変えることが決まった。簡単に述べると、機械工学系の機械工学、機械力学で行っていた部分を、もう少しI T側に振って、I o T、プログラミング及びF A制御等の技術を中心に学ぶものであり、厚生労働省の基準課程でいうと機械システム系制御技術科から電子情報制御システム系電子情報技術科にシフトするものである。これは県内で起こっている福島イノベーション・コースト構想やロボットテストフィールド等と連動し、将来的に本県に立地してくるであろう企業のニーズに合わせた動きとして捉えている。それに応じて、従来は新しい機械を導入することはなかなか難しかったが、新規事業、重点事業の中で必要な機械について措置を受けている。

研修について、従来は職業能力大学校等の決められた専門研修だけであったが、現在A I、I o Tの世界ではどのような動きが出てくるかわからないところもあり、年度途中でも自由に研修をセレクトして、必要な人材が必要な時期に研修を受けられる体制を本庁と相談して予算化しており、現段階では研修の機会は十分確保されている。

高野光二委員

人材の育成は時代によってさま変わりしており、今後もその時代に合った的確な人材の配置が望まれる。我々議会はさまざま議論したり予算を審議する立場ではあるが、積極的に提案して、新しい人材の輩出にさらに努力するよう期待する。

(9月27日(金) 県中地方振興局)

橋本徹委員

調査資料3ページと51ページに係る滞納について、収入未済額が約12億9,200万円で約2,064万円減少したとのことだが、累積の数字か、それとも平成30年度単年度の数字か。

県税部長

現年度分と滞納分を合わせた数字である。

橋本徹委員

平成30年度単年度では幾らか。概算でも構わない。

県税部長

4億1,800万円余りである。

橋本徹委員

4億1,800万円余りが滞納としてふえ、結果として2,064万円がトータルで減少したということか。

県税部長

そのとおりである。

太田光秋委員

先ほどの二重課税の件は今年度の話ではあるが、説明があったため触れる。二重課税分は徴収していないとはいえ不適切な事務処理であった。県内で不適切な事務処理が散見されているので、しっかりと対応するよう要望する。

地域創生総合支援事業（サポート事業）は45件あったが、内容が要件に合致しなかったものは除いて、要望があったにもかかわらず予算がないために受け付けられなかったものはあったか。

企画商工部長

基本的に申請された事業は全て採択している。ただ、補助枠があるため、一部減額した上で採択した事業もある。

太田光秋委員

予算的に、平成29年度と30年度を比較して増減はどうか。

企画商工部長

平成30年度予算額は9,089万9,000円に対して補助額が8,650万7,000円、29年度は予算額1億1,090万6,000円に対して補助額が1億633万7,000円である。

太田光秋委員

申請がなかったためそこまでだったのだろうが、サポート事業は使いやすい事業で希望も多いので、申請があった際には手助けを願う。

局長説明で地域連携について触れていたが、振興局の仕事で一番大切なことだと思う。どのような課題があり、本庁と連携してどのような解決または事業がつけられたのか、一例を聞く。

企画商工部長

それぞれの地域連携室員が担当市町村を訪問しながら課題を聞く中で、例としては、イノシシ等の有害鳥獣対策について単独の町村での対応は難しいため、管内の複数の町村で広域的に取り組む際に調整役として取り組んだ事例があった。

高野光二委員

税務徴収について、滞納を減らすのは大変な作業だと思うが、資料に記載の処理状況について、特に約12億9,200万円の中でも高額滞納者がいるとのことである。高額滞納者の件数と最高額を聞く。

県税部長

高額滞納者はおおむね20件で、最高滞納額は約2,300万円である。

高野光二委員

個別のヒアリングを行うなどして、ある程度見通しは立っているのか。高額納税者の滞納を解消すれば多少はよくなるのではないか。

県税部長

2,300万円の滞納は法人であるが、税務署で5年ほど前からさかのぼって課税になった案件で、それを県税としても更正した件である。調査の結果、法人の実態がないため徴収見込みはなく、処分停止し欠損処分せざるを得ないと考えてい

る。

高野光二委員

残念な結果であるがやむを得ない。

PCB処理については、全国5カ所の処理施設で行うことになっているが、指導したとの説明であったので、これは完了したとの理解でよいか。

県民環境部長

県中管内では完了には至っていない。PCB廃棄物は、毒性が高いPCBを使用した変圧器やコンデンサー等であるが、平成30年度の県中管内の保管状況は106事業所で約1,900個である。例えば高濃度の変圧器やコンデンサーは令和4年3月31日まで、高濃度の安定器やその他の機器は5年3月31日まで、低濃度のもは9年3月31日までと法令で処理期間が定められている。それまでに適正に処理ができるよう、県民環境部にPCB廃棄物適正処理促進員という嘱託員を配置、平成30年度からは2名に増員して立入指導等を実施している。

高野光二委員

法的に処理する義務はあるが、事業所もかなりの経費がかかるため、なかなか進まないのが実態だと思う。よく監視し、県民の安全・安心を確保するよう願う。

資料47ページの(5)野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策について、渡り鳥が持ってくる鳥インフルエンザを早期に発見し対処する事業であり、6件を調査したとのことだが、結果はどうであったか。

県民環境部長

振興局では死亡した野鳥が発見された場合に、鳥インフルエンザかどうかの簡易検査を行っている。平成30年度は死亡野鳥等検査が6件あり、5件がヒヨドリ、1件がハクチョウでいずれも陰性、後日の遺伝子検査も陰性であった。

高野光二委員

大変重要なことで、地元でそのような鳥を発見し通報したことがある。今は豚コレラが岐阜県を中心に広がっており、病原菌が外国から入ることが危惧されているが、県民には余り周知されていないため、野鳥が死んでいたらすぐに通報するよう広報する必要がある。陰性であったのでよかったが、しっかりと対応願う。

資料35ページ、納税の交付金として各自治体に納税義務者1人当たり3,000円、全体で約8億2,500万円を支給している。資料に記載があるが、納税義務者数掛ける3,000円、平成18年度以前の課税分については「個人県民税払込額の7%」ということである。どのような理由で変わったのか。収入、交付の関係でどのくらい増減があったのかも聞く。

県税部長

払い込み額が7%から3,000円になった経緯は、所得税から住民税への税源移譲で住民税が多くなった際に改正になったためである。今般、平成18年度以前の分については、6市町村に46万7,000円交付している。それ以外は3,000円で計算された額である。増減については後ほどの回答でよいか。

高野光二委員

そのように願う。

(9月27日(金) 県中教育事務所)

高野光二委員

スクールカウンセラーについて聞く。不登校の児童生徒への対応がスクールカウンセラーに求められている。小中・義務教育学校76校に対し42名の配置は多いようにも感じるが、それだけ課題が多いのだと思う。実態を詳しく聞く。

所長

県地域内の不登校児童生徒数は平成30年度末で572名で、前年度と比較すると63名増である。不登校対策は喫緊の課題

であり、スクールカウンセラーは解決に向けて大きな役割を果たしている。県中域内のスクールカウンセラーは1人当たり平均1.9校にかかわっており、最大で5校を担当しているスクールカウンセラーが2名いる。県中だけでなく県北、県南までかかわる者は1人当たり平均2.5校、最大で5校を担当している者が4名いる。この人数で対応するのはぎりぎりであるが、学校から大変頼りにされているため来年度も継続できるよう本庁に働きかけたい。

高野光二委員

不登校の数が大変多く驚くが、これは社会問題でもあり、スクールカウンセラーがもっと必要であれば増員や予算要求など対応してほしい。

不登校の児童生徒への対応について、特別教室を設けるなど環境を変えることで登校が可能になる場合もある。不登校であっても学びたい思いを持つ子供は多いと思うため、対応を検討してほしいが、どうか。

所長

不登校の原因で多いのが、人間関係を構築できない場合や、学業不振が原因の場合である。集団で学べない子供に対して空き教室等を利用した個別対応を行う学校もふえている。県としては、平成30年度から学習サポーター派遣を実施し、玉川村の泉中学校にも派遣している。なかなか登校できないが算数だけは好きという子供がいたが、派遣されたサポーターが退職教員で算数担当だったため、その先生の指導により算数の力をつけ、復帰に向けてよい効果があらわれた事例もある。また、今年度よりスペシャルサポートルームを設置、加配教員を戦略的に使う事業を立ち上げ、現在モデル校7校で実施しているが、県中域内にはないため、モデル校の取り組み等を参考にしながら来年度にできることを検討していく。

高野光二委員

前向きな取り組みを期待する。義務教育で不登校であっても卒業できるが、基礎がないため社会になじめないことにつながるため、不登校をなくすためにどのような方法があるか、あるいは学びたい子供をどう支援するか、今後も努力願う。

6ページの不用額について、小中学校の人件費が411万5,300円の残との説明だったが、働き方改革による残業の減少などが理由か。

次長（総務担当）兼総務社会教育課長

小中学校の教員には超過勤務手当はないため働き方改革による増減ではない。人件費の総額は、小学校費で165億円、中学校費で107億円と大きいですが、不足しないように、ある程度余裕を持って予算計上している。人件費の総額が多額であるため不用残としては多いが、不用残の割合としては非常に少なくなっている。

橋本徹委員

2ページの雑入が約3.3倍になっている理由を聞く。

次長（総務担当）兼総務社会教育課長

雑入は再任用職員等の雇用保険料の本人負担が雑入という形で計上されている。そのほか、扶養手当等の認定誤りにより本来支給すべきではない者からの返納分が雑入として上がっている。それらは予算額として見込んでいないため、200万円弱の増となった。

（9月27日（金） 県中保健福祉事務所）

三瓶正栄委員

資料15ページの諸収入の母子父子寡婦福祉資金貸付に係る収入未済額について、現年度分が30件、過年度分が217件とあるが、この開きは何か。

健康福祉部長

経済的に厳しい家庭が多く、支払いが期限内に終わらない人がいることから、過年度分の件数がふえている。

高野光二委員

重度心身障害者の補助事業について、不測の事態に備え、ある程度余裕を持たせるために不用額が出ることは理解する。不測の事態のための額は前年度実績や障がい者数等を参考にしていると思うが、どのように予算額を算定しているか。

健康福祉部長

毎年度の状況を勘案し不足のないよう留意し計上されている。平成30年度が約4億6,133万9,000円に対し、29年度が4億7,792万4,000円、28年度は4億7,048万9,000円で増減は大きくない。おおむねこの程度が計上されているが、郡山市や須賀川市でかなりの誤差が生じているため、今後も市町村への指導を行っていく。

高野光二委員

余り変動はないようだが額が大きいため、当初予算で全額計上するのではなく、足りなくなる見込みの際に補正で対応する方法もあるのではないか。今後はできるだけ不用額を少なくするよう努力願う。

概要説明2ページに地域医療の推進について記載がある。団塊の世代が全て後期高齢者になる2025年問題に関して医療費や介護費用などが膨らむことが見込まれるが、どのように捉えているか。

所長

高齢者が地域で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの推進が重要と考えている。退院調整ルール、摂食嚥下ケア体制整備事業の運用並びに地域医療介護総合確保基金の運用を促す。また、郡山市に医療機関が集中しており、特に救急医療は依存している状況である。標準化死亡比では、心疾患、脳血管疾患で、医療アクセスが悪い市町村で高い傾向にあるため、医師の確保について、今後4年間で地域枠の修学資金を受けた医師が研修を終えて現場に出てくることから配置について医療人材対策室と検討していく。

高野光二委員

大変な問題を抱える時代に入っていくが、健康寿命を伸ばすことが大切である。今後とも努力願う。

(9月27日(金) 県南地方振興局)

高野光二委員

職員に関する調について、病休と育休を取得している職員が各1名とのことである。ほかの所属でもそうだが、育休を取得する職員が少ない。今は男性も育休をとるよう勧められる時代にもかかわらず少ないのはなぜか。

次長兼企画商工部長

振興局では子供が生まれた職員には極力育休を取得するよう助言等を行っており、男性職員についても同様である。

高野光二委員

育休取得を勧めているとのことから、産み育てやすい職場環境だと理解する。共働きで子育ては大変であるため、業務に影響ない範囲で積極的に育休取得できるよう今後も取り組んでほしい。

鳥獣被害対策について、私の地元は浜通りでイノシシ被害が大きいですが、県南地域の被害状況はどうか。

県民環境部長

鳥獣捕獲状況について、一番問題になっているのはイノシシであり、過去3年間の捕獲数は平成28年度が約1,700頭、29年度が約1,800頭、30年度も約1,800頭と横ばいである。一番の対策は狩猟者の確保であり、登録者数は震災前の22年度と30年度を比較すると約91%まで回復している。

高野光二委員

狩猟免許を持つ人が高齢化しており、やめる人が多いと認識していたため意外である。狩猟をスポーツとして始める若い人がいるためかと思う。狩猟者数が横ばいなのはそれだけ被害があるとも考えられる。県南管内だけでなく県全体についても捕獲計画をもっとふやすべきと思うため、今後とも的確な対応を願う。

交通事故防止啓発について、特に力を入れた活動を聞く。

県民環境部長

交通安全啓発については、全県一斉に各期の重点項目を設定し、例えばシートベルト着用、PM4ライトオン、ゆずりあい等のテーマに合わせてチラシ等を配布するなどの啓発活動を行っている。

高野光二委員

あおり運転や、横断歩道での停車について本県は全国的に下位とのことであるため、そういった点にも力を入れて取り組んでほしい。

橋本徹委員

資料44ページの前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調について、高額滞納案件の具体的な内容を聞く。

県税部長

収入未済の事案で平成30年度に課税したものである。国税調査が入り、過去の事業年度について、法人事業税、法人県民税合わせて約3,600万円の高額滞納が発生した。過去の部分であり手元に納税資金がなく、不動産の差し押さえを行ったが、30年度については収入にならなかったものである。100万円を超える高額滞納案件はこれを入れて5件あり、いずれも震災後の復興需要に伴いある程度収入を得た人を対象とした国税調査によって、さかのぼって高額な追加課税がされたものである。滞納になった時点で既に事業休止や納税義務者の所在不明の事案が多く、徴収確保に苦勞している。今回の30年度からの繰り越し案件中の1件について、今月、本税、延滞金合わせて約400万円が完納になった。引き続き徴収確保に努めていく。

橋本徹委員

徴収業務は想像以上に大変だと思うため、精神のケアも含めてよろしく願う。

収入未済額が前年度より約100万円増加して2億4,800万円となったとのことだが、平成31年度に繰り越された未済額の収入状況について聞く。

県税部長

平成30年度から今年度への繰り越し分は約2億5,000万円であるが、8月末時点で約2,451万円が収入となっている。そのほかに、先ほどの高額案件について本税ベースで約300万円が収入になっている。

橋本徹委員

定住・二地域居住について、県南地域は立地的に恵まれていると思うが、実績を聞く。

次長兼企画商工部長

定住・二地域居住については、事務所内に移住コーディネーターを配置、また、ラクラスしらかわという相談窓口と連携しながら進めている。昨年度実績は、窓口等を通じた移住者が21組、26名である。

橋本徹委員

移住者は恐らく首都圏からだと思うが、どこから来ているのか。

次長兼企画商工部長

首都圏が多く、千葉県、栃木県、埼玉県、京都府、兵庫県、神奈川県、東京都、宮城県、岩手県、愛知県、北海道等からである。

橋本徹委員

移住のきっかけや理由と、その後のケアはどうしているのか聞く。

次長兼企画商工部長

移住の事情はさまざまであるが、地域おこし協力隊として来た人、住宅新築を契機に、県内に近親者や知り合いがいる、Uターン等である。

橋本徹委員

この地域ならではの優位性があると思うため、さらなる取り組みを願う。要望とする。

(9月27日(金) 県南農林事務所)

三瓶正栄委員

農業及び林業において担い手が不足している中で、新規就農者は目標の15人に対して20人で、林業の新規就業者は22人と聞いて大変喜ばしい限りである。組織の基本目標の4つ目の柱として、多様な主体との連携による農林業の活性化のためグリーン・ツーリズムに関する研修会や首都圏等の教育関係者への売り込み活動を実施したとあるが、その成果を聞く。

企画部長兼地域農林企画課長

働くことや自立に悩む首都圏の住民に対する農業体験への支援を7月9～12日に矢吹町の受け入れ農家で実施した。また、首都圏の高校生を対象とした農業体験の支援として、横浜総合高等学校の生徒12名の参加を得て8月2～4日に矢祭町の受け入れ農家で実施し、さらに大学生を対象とした農業体験の支援として、目白大学の生徒5名の参加を得て9月3～6日に矢祭町の受け入れ農家で実施した。

県南地方のグリーン・ツーリズムについて、理解を深めることや農家民泊開設の支援を行うことを目的として、グリーン・ツーリズムセミナーや農家民宿研修会を実施している。また、首都圏及び近隣県へのPRとして、西郷村の国立那須甲子青少年自然の家でPR活動を行い、また、12月17日に日本橋ふくしま館MIDETTEにおいてPR活動を行った。

三瓶正栄委員

6次化地域産業推進のため交流会や研修会を実施した成果を聞く。

企画部長兼地域農林企画課長

しらかわ・地域産業6次化推進協議会という推進母体を通じて、しらかわ・地域産業6次化ネットワークの設置、運営や、新たな商品開発の支援、販路拡大、試験販売等の機会提供、商談会等への誘導実施、新たな地域産業の創出による地域活性化を目的として情報共有、マッチングを行っている。同協議会は平成22年5月に設立し、構成員は31団体で、その内訳は農業団体、各JA、白河商工会議所、各商工会連携協議会、新白河広域観光連盟、金融機関では白河信金、行政機関では農政局、市町村、振興局、保健福祉関係機関、農林関係機関である。年に1回総会を開催して、前年度の実績報告と当年度の年間計画について協議するとともに、6次化推進について意見交換を行っている。

しらかわ・地域産業6次化ネットワークは166名の個人と団体で構成しており、その内訳は農林水産業、直売所、農産物加工業、菓子製造業、飲食業、大型商業施設管理業、授産施設、建設業、金融業等である。会員の質の向上と会員相互のマッチングを目的として交流会を実施している。交流会では6次化のイノベーター推進員の増田氏を招いて、商品のPRについて研修を行っている。また、「よってがししらかわ食・人フェア」として、イオン白河西郷店の催事コーナーにおいて、県南地方の9社66アイテムの6次化商品の試食販売を行っている。

三瓶正栄委員

農林業の活性化には課題が多くあり、全県的にオール福島で取り組む必要がある。この地域に一人でも多くの方が住むことで地域が活性化し、定住、移住につながるため、これからも各関係機関と連携願う。

高野光二委員

県内の農業の売上げが好況であり当管内の努力の成果があらわれていると思う。新規就農者数は15人の目標に対して20人となり、大変うれしい話である。

24ページの農業経営者育成費について、49名の後継者に対して6,136万6,000円を補助したとの説明であったが、内容を聞く。

農業振興普及部長

農業次世代人材投資事業は、就農前の2年間と就農後の5年間に最大で年間150万円を支援する。前年度の所得に応じ

て減少する場合もあるが、2年間研修を受けて就農に結びつけ、就農してから収入が不安定な時期を補うための事業である。平成30年度は49名に支援しており、このうち夫婦が5組いる。新規就農者に対しては当事務所でフォローアップのため定期的に巡回し、定着してもらうように営農支援を行っている。

高野光二委員

後継者を育成するためにきめ細かな支援を行い、実績として目標を上回る新規就農者が生まれたことは、この事業の効果であると受け取った。就農後の収入の補助があることで就農に非常に取り組みやすいが、どのように評価しているか。

農業振興普及部長

新しく就農する方は、農業次世代人材投資事業の活用を前提として市町村や農林事務所に相談に来るため、導入部分で非常に効果があると考えており、全国的にも要望数がふえている。今年度は継続分は既に支払いを終えているが、新規の部分については、11月までに内示がある見込みである。

高野光二委員

事業を申請して審査が通らなかった事例はあるか。

また、県南地域では施設園芸や路地園芸、畜産などそれぞれの分野で盛んに行われているが、傾向としてどの分野の方が多いのか。

農業振興普及部長

申請の段階で、毎年要件が若干厳しくなっている。今年度から、総所得が600万円未満の方を基本とする要件が出てきたり、前年度の所得に応じて交付金が減額されるが、市町村としても後継者を育成したいと考えているため、積極的に申請を図っている。要件が満たされていて、審査が通らなかった事例は今のところはないと認識している。

平成30年度の20名の新規就農者のうち野菜部門への就農が一番多く、その次は法人に雇用される形態が7名である。管内にはすぐれた法人が多いこともあり、法人への就農傾向が強い。

高野光二委員

若い農業後継者がさほどいない状況の中で、さまざまな事業についてしっかり要望して国の枠を確保し、また、就農希望者には積極的に対応しており、これだけ地域の農業が盛んであると感じたのは初めてである。今後も皆の努力と、それにより数字が上がることを期待する。